

大阪市計画調整局提出資料

2026年8月26日

(視点)

- 拠点まちづくりにおける地域性の重要度
- 地域まちづくり等や用途地域等の市町村決定の都市計画権限のニア・イズ・ベターの重要性
⇒「都区の在り方検討会(東京都)」において、「用途地域」は都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務とされているため、ニア・イズ・ベターの観点から特別区で実施すべき。
- まちづくりのプロセス(ビジョン策定～開発調整～都市計画、開発許可、建築確認等の法定手続き～エリマネ活動支援)での開発調整とまちづくりの法定権限等との一貫した事務執行体制の構築の重要性
- 技術職員の適正配置は4区が限界

(基本的な考え方)

上記の視点を踏まえた計画調整局の事務の仕分け見直しにあたっての基本的な考え方は以下の通り

■拠点まちづくり(原則として都市再生緊急整備地域内)

- 下記の拠点は、広域で実施。
 - ① 前回協定書で広域に仕分けられた拠点(新大阪駅駅前、うめきた、夢洲・咲州)
 - ② 既に大阪府で所管されている拠点で①に含まれない拠点(大阪城東部地区)
 - ③ 副首都の核となる大手前地区
- その他の拠点まちづくり(中之島、御堂筋、難波・湊町、京橋等)は前回協定書では基礎に仕分けられ、より地域性が求められる拠点であることから基本的には基礎で実施

■地域まちづくり

- 地域まちづくりについては、ニア・イズ・ベターの観点から基本的には基礎で実施
- 空家等対策やバリアフリーなど、特に地域に密着した取り組みが必要となる事務事業は基礎で実施



● 4区の場合、

- ✓ 上記を基本としたうえで、その他拠点(①～③以外)については、開発調整や用途地域等の法定権限は基礎で実施
- ✓ なお、拠点まちづくりについては、エリアビジョンの策定は、国際競争力強化の観点などが必要となることから、基礎(特別区)で作成するビジョンなどを反映する仕組みを確保したうえで、広域で実施

4区 仕分けイメージ

2026年8月26日
計画調整局提出資料

7月31日の事務局案

		拠点／地域まちづくり		都市計画決定権限		建築基準法 関連／ 開発許可
		エリア ビジョン	開発調整	用途地域等	地区計画 等	
都市再生 緊急地 域内等	4拠点 (新大阪・うめ きた・夢洲・大 阪城東部) ・大手前	広域			特別区	広域
	上記以外 (中之島、御 堂筋、天王 寺・阿倍野な ど)	広域			特別区	
同地域外 (神崎川周辺、矢田南部ほか)		特別区		広域	特別区	

7月31日資料にない項目

都市基盤※		イリアジメント 活動支援		景観行政		空家 等 対策
広域	地域	活性化 会議	左記以外	全体方針	指導・許 認可	
広域	特別区	広域	特別区	広域	広域	特別区

見直しの方向性(案)

		拠点／地域まちづくり		都市計画決定権限		建築基準法 関連／ 開発許可
		エリア ビジョン	開発調整	用途地域等	地区計画 等	
都市再生 緊急地 域内等	4拠点 (新大阪・うめ きた・夢洲・大 阪城東部) ・大手前	広域 注1)		※都市再生 特別地区等 広域	特別区 (事務委託 注3)	特別区 (事務処理 特例等)
	上記以外 (中之島、御 堂筋、天王 寺・阿倍野な ど)	広域 注2)	特別区		特別区	
同地域外 (神崎川周辺、矢田南部ほか)		特別区		特別区 (事務委託 注3)	特別区	

都市基盤※		イリアジメント 活動支援		景観行政		空家 等 対策
広域	地域	活性化 会議	左記以外	全体方針	指導・許 認可	
広域	特別区	特別区	特別区	広域	特別区 (都府県で実施可能)	特別区

注1) 特別区のビジョンを反映する仕組みを確保
注2) 仕分けは基礎とするが、エリアビジョンを広域で策定
しつつ、開発調整等は特別区で実施

注3) 国への確認が必要

※都市基盤は以下を想定
広域：鉄道（連立含む）、高速道路、幹線街路
地域：駅前広場、区画街路の基礎レベルのもの

★ 計画調整局に関連する事務

2-2-I 区数に関わらず共通する、副首都に必要な広域事務は何か (1/3)

広:広域 基:基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
★ 拠点まちづくり(新大阪駅周辺、大阪駅周辺、大手前地区、大阪城公園周辺地域など都市再生緊急整備地域等)	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け ・ 都市機能強化、拠点創造につながるまちづくり
★ 地域まちづくり(神崎川駅周辺、矢田南部、加美駅周辺、平林地区など公共施設跡地、未利用地の活用等)	広域	基	基	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 地域のまちづくりは基礎とするかどうか
★ 開発許可等に関する事務	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 東京都は事務処理特例で全ての特別区に権限移譲
民間施行の土地区画整理事業に係る認可等	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け
★ 建築基準法関連業務	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 東京都は1万㎡以下は特別区が実施
道路(広域交通網)	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け
道路(地域交通網、生活道路)	基礎	基	基	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 道路管理者間協議で点検・修繕等を他自治体が代行できる連携協力道路制度が創設(R7道路法改正)
一級河川 表面管理事務	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け
公園(広域公園:鶴見緑地、大阪城、難波宮跡、長居、天王寺)	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け
公園(上記以外の地域公園)	基礎	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け
港湾事業	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け

★ 計画調整局に関連する事務

2-2-I 区数に関わらず共通する、副首都に必要な広域事務は何か (2/3)

広:広域 基:基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
連続立体交差事業	広域	広	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け
公営住宅等	広域	基	基	基	・前回協定書も基礎に仕分け
屋外広告物の許可に関する事務	広域	広	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け
交通政策 (総合交通対策、鉄道の安全性向上、バスネット ワーク維持改善 等)	広域	広	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け
エネルギー政策 (脱炭素化、電力ひっ迫時の節電啓発等)	広域	広	広	広	・前回協定書も広域に仕分け
団体監理事務等 (大阪メトロ、大阪シティバス、関西電力)	広域	基	基	基	・前回協定書も基礎に仕分け

★ 計画調整局に関連する事務

2-2-I 区数に関わらず共通する、副首都に必要な広域事務は何か (3/3)

★ 都市計画の決定権限

広:広域 基:基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
地域地区 用途地域	広域	広	広	広	- 都市計画権限のうち、これらの権限は東京都特例で都の権限となる(通常一般市権限) - 協定書作成に係る前回までの国土交通省との協議で、これらの都市計画権限を事務処理特例で特別区に移譲することは不可とされている
地域地区 特例容積率適用地区	広域	広	広	広	
地域地区 高層住居誘導地区	広域	広	広	広	
地域地区 特定街区(1ha超)	広域	広	広	広	
地域地区 居住調整地域	広域	広	広	広	
地域地区 特定用途誘導地区	広域	広	広	広	
都市施設 水道	広域	広	広	広	
都市施設 電気・ガス供給施設	広域	広	広	広	
都市施設 下水道 公共下水道	広域	広	広	広	
都市施設 市場・と畜場	広域	広	広	広	
地区計画(3ha超)	広域	広	広	広	
沿道地区計画(3ha超)	広域	広	広	広	